

# 総務省組織令の一部を改正する政令案の概要

## 1. 概要

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、本省に統計調整官を設置するとともに、恩給企画管理官の名称及び職務を変更するほか、自治行政局住民制度課及び地域政策課の所掌事務を変更する等の改正を行う。

## 2. 主な改正事項

### (1) 自治行政局住民制度課及び地域政策課の所掌事務の変更について（総務省組織令（以下「令」という。）第 47 条及び第 48 条）

自治行政局において、地域政策課が所掌する地方公共団体における情報システムに関する企画及び立案等の事務を、住民制度課に移管するもの。

### (2) 政策統括官付統計調整官の設置及び同恩給業務管理官の廃止について（令第 119 条及び附則第 20 条）

政策統括官のつかさどる職務を助ける統計調整官（1 人）を設置し、統計企画管理官及び統計審査官が所掌する事務の一部（統計委員会の運営等の事務）を統計調整官へ移管するもの。

さらに恩給業務管理官を廃止し、恩給業務管理官が所掌する政策統括官を助ける事務（恩給の支給に関することなど）を恩給企画管理官へ移管するとともに、恩給企画管理官の名称を変更するもの。

### (3) 自治財政局及び自治財政局交付税課の所掌事務の変更について（令附則第 4 条、附則第 5 条及び附則第 14 条）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の一部の施行に伴い、自治財政局及び自治財政局交付税課の所掌事務を変更するもの。

### (4) 大臣官房参事官の設置期間の特例の延長について（令附則第 8 条）

大臣官房参事官の設置期間を 1 年延長するもの。

### (5) サイバーセキュリティ統括官付参事官の設置期間の特例の延長について（令附則第 21 条（改正後））

サイバーセキュリティ統括官付参事官の設置期間を 1 年延長するもの。

## 3. スケジュール（予定）

閣 議：令和 3 年 3 月 19 日

施行期日：令和 3 年 4 月 1 日